

有田衛生施設事務組合
地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

有田衛生施設事務組合
令和7年3月

《 目 次 》

1. 背景	1
(1) 気候変動の影響	1
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向	1
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向	2
2. 基本的事項	4
(1) 目的	4
(2) 対象とする範囲	4
(3) 対象とする温室効果ガス	5
(4) 基準年度	5
(5) 計画期間	5
(6) 上位計画及び関連計画との位置付け	6
3. 温室効果ガスの排出状況	7
4. 温室効果ガスの排出削減目標	9
(1) 目標設定の考え方	9
(2) 温室効果ガスの削減目標	9
5. 目標達成に向けた取り組み	10
(1) 取り組みの基本方針	10
(2) 具体的な取組内容	10
6. 計画の推進・点検・公表等	13
(1) 推進体制	13
(2) 点検・評価・見直し体制	14
(3) 進捗状況の公表	15

1. 背景

(1) 気候変動の影響

温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021 年8月には、IPCC 第6次評価報告書第1作業部会報告書(政策決定者向け要約)が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化(極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等)は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015 年(平成 27 年)11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21 が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書 I 国(いわゆる先進国)と非附属書 I 国(いわゆる途上国)という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献(nationally determined contribution)を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018 年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を 2050 年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020 年 10 月、我が国は、2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌 2021 年 4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030 年度の温室効果ガスの削減目標を 2013 年度比 46%削減することとし、さらに、50 パーセントの高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、令和3年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）の一部を改正する法律（令和3年法律第 54 号）では、2050 年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、令和 3(2021)年 6 月、国・地方脱炭素実現会議 において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

2021 年 10 月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030 年度において、温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表1 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

< <https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html> >

2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとしています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2024年12月末時点においては1,127地方公共団体と加速度的に増加しています。なお、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、1億1,500万人を超える計算になります。

2050年 二酸化炭素排出実質ゼロ表明 自治体

2024年12月27日時点

環境省

■ 東京都・京都市・横浜市を始めとする**1127自治体**（46都道府県、624市、22特別区、377町、58村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。

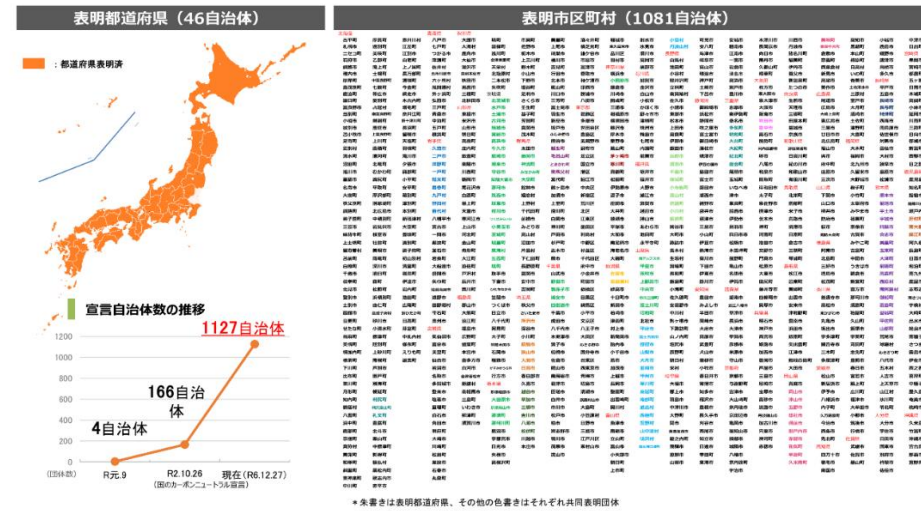


図1 2050年 二酸化炭素排出量実質ゼロを表明した地方公共団体

出典：環境省（2024）「地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」
< <https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html> >

2. 基本的事項

(1) 目的

有田衛生施設事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「有衛事務事業編」といいます。）は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、有田衛生施設事務組合（以下「当組合」といいます。）が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

有衛事務事業編の対象範囲は、当組合が運営する施設の事務及び事業とします。

表2 有衛事務事業編の対象とする範囲

施設名称	所在地
【リユースなど】 ・ごみ固形燃料化施設（休止中） ・汚泥再生処理センター	有田郡湯浅町湯浅 2350 番地

(3) 対象とする温室効果ガス

当組合では、ごみ固形燃料化施設及び汚泥再生処理センターを運営しており、主な業務としては、圏域内での廃プラスチックの収集運搬、及び圏域内で発生するし尿や浄化槽汚泥の再資源化を行っています。

廃プラスチックの収集にパッカー車を使用し、軽油を年間 3,500ℓ 以上使用することや、汚泥再生処理センターが 24 時間稼働で、大量の電気が使用されていることから、有衛事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、最も多くを占める二酸化炭素 (CO₂) と、し尿及び浄化槽汚泥の処理を行っているのでメタン (CH₄) を対象とします。

表3 有衛事務事業編の対象とする温室効果ガス

温室効果ガスの種類	主な排出源
二酸化炭素 (CO ₂)	燃料の使用
	他人から供給された電気の使用量
メタン (CH ₄)	し尿・浄化槽汚泥の処理量

(4) 基準年度

有衛事務事業編における基準年度は 2023 年度とします。

(5) 計画期間

2025 年 3 月～2031 年 3 月

項目	年度				
	2023	...	2024	...	2030
期間中の事項	基準 年度		計画 開始		目標 年度
計画期間					

図2 計画期間のイメージ

(6) 上位計画及び関連計画との位置づけ

有衛事務事業編は、地球温暖化対策推進法第21条第1項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。

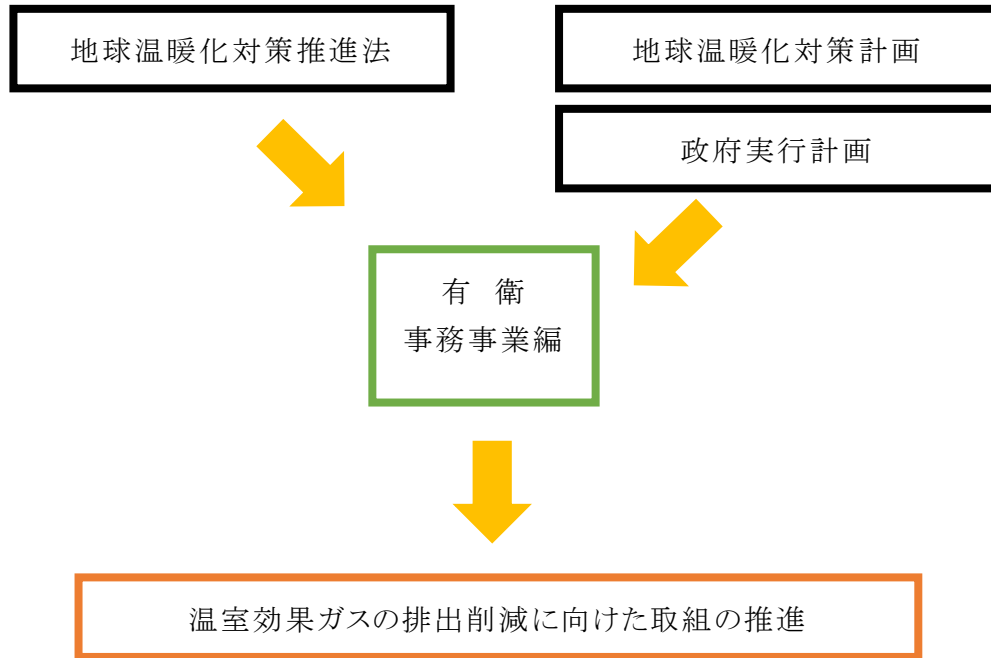


図3 有衛事務事業編の位置づけ

3. 温室効果ガスの排出状況

「温室効果ガス総排出量」

当組合の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2023 年度において、712.30t-CO₂となっています。

施設別では、庁舎（汚泥再生処理センター及びごみ固形燃料化施設における事務部局にあたる部局）が 0.41t-CO₂で 0.06%の割合を占めており、活動対象項目として、公用車のガソリン使用量を定めています。廃棄物処理施設が 711.89t-CO₂で 99.94%の割合を占めており、廃棄物処理施設の内訳として、ごみ固形燃料化施設が 12.92t-CO₂で 1.81%となっており、活動対象項目としてパッカー車やフォークリフトのガソリン使用量を定めています。汚泥再生処理センターが 698.97t-CO₂で 98.13%となっており、活動対象項目はし尿及び浄化槽汚泥の処理量、灯油の使用量、庁舎及びごみ固形燃料化施設と共同使用の電気の使用量を定めています。

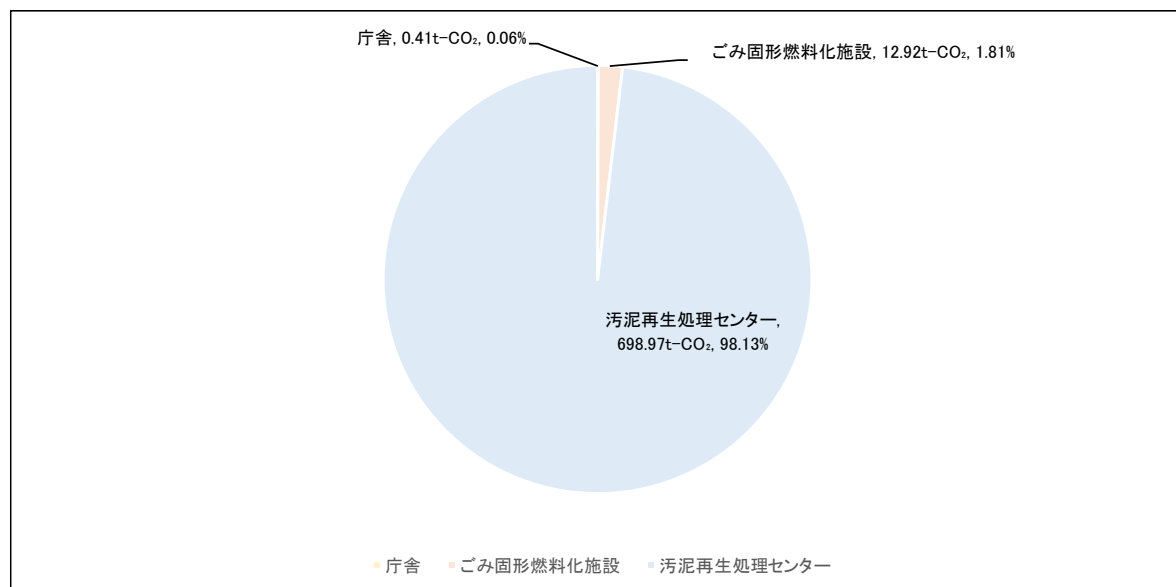


図4 施設分類別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2023 年度実績）

また、排出される温室効果ガス別では、二酸化炭素（CO₂）が 701.24t-CO₂で 98.24%の割合を占めており、メタン（CH₄）が 11.06t-CO₂で 1.76%の割合となっています。

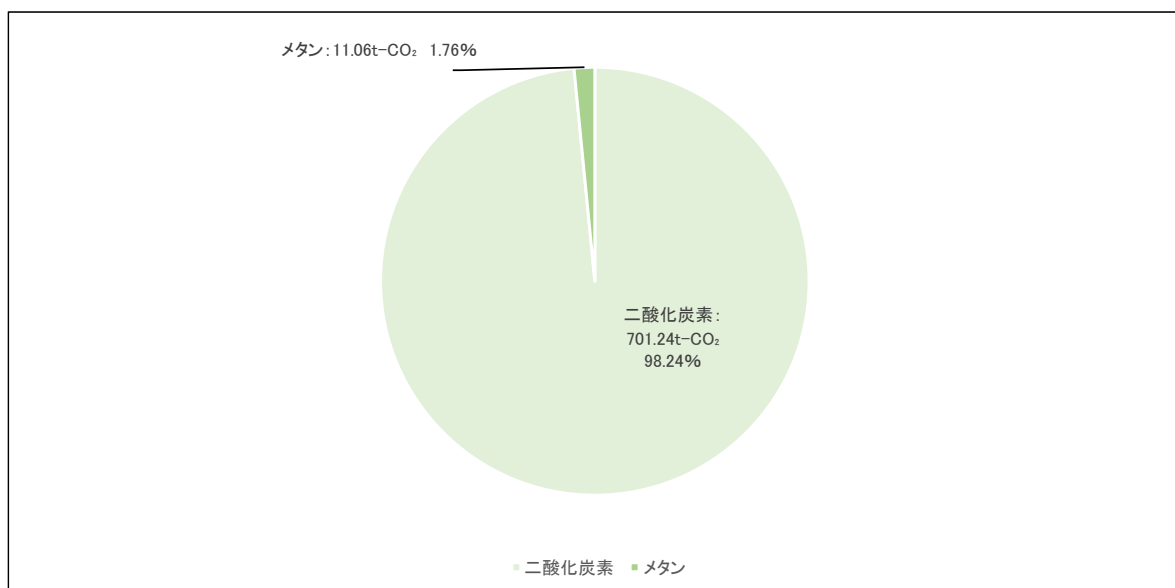


図5 排出される温室効果ガス分類別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2023 年度実績）

最後に、活動対象項目別では、電気が最も多く 579.78t-CO₂で 81.40%の割合を占めており、続いて灯油が 108.04t-CO₂で 15.17%の割合を占めており、そのほかは、下水・し尿の処理が 11.06t-CO₂で 1.55%、軽油が 11.45t-CO₂で 1.61%、最も少ないのがガソリンで 1.96t-CO₂で 0.28%の割合となっています。

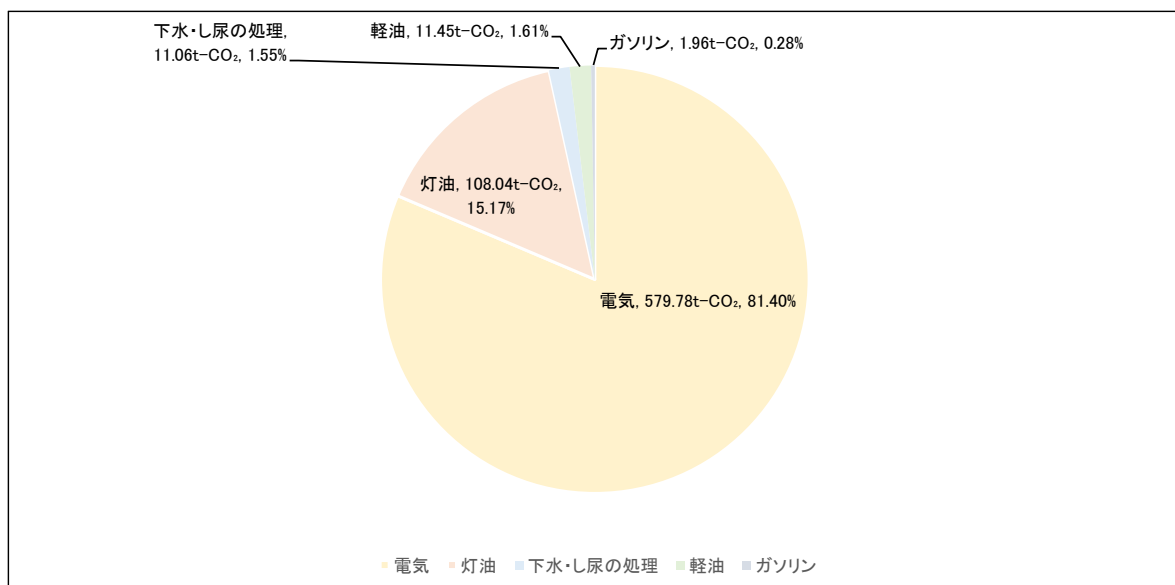


図6 活動項目別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2023 年度実績）

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、当組合の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

国の掲げる「地球温暖化対策計画」の目標（2013 年度から 2030 年度にかけて 50%削減する）を、環境省が作成した「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）」に従って、有衛事務事業編では 2023 年度が基準年度であるため、以下の計算式で定めます。

$$50\% / (2030 - 2013) \times (2030 - 2023) \div 20\%$$

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030 年度）に、基準年度（2023 年度）比で 20%削減することを目標とします。

表4 温室効果ガスの削減目標

	基準年度 2023 年度	目標年度 2030 年度
温室効果ガス 排出量	712.30t-CO ₂	569.84t-CO ₂
削減率		20%

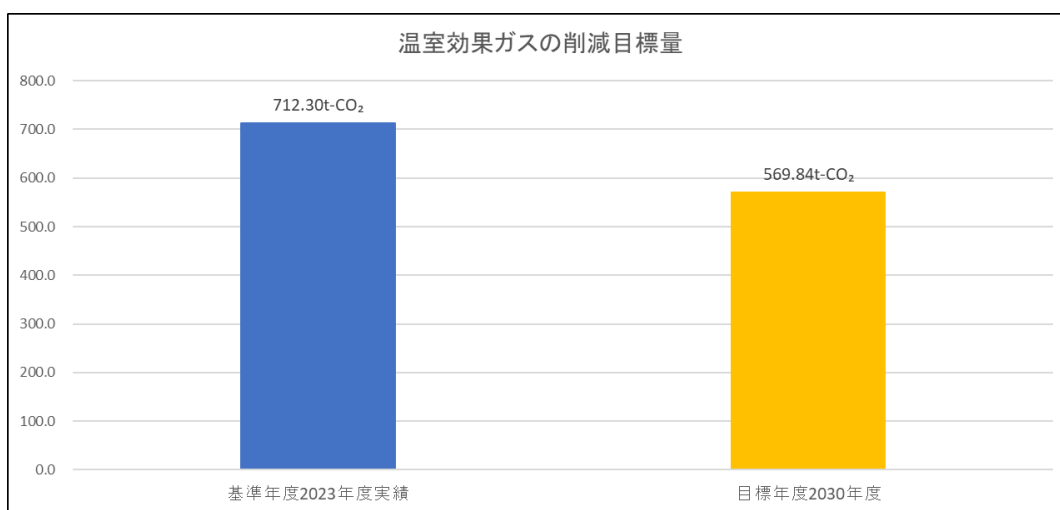


図7 温室効果ガスの削減目標

5. 目標達成に向けた取り組み

(1) 取り組みの基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用と灯油・ガソリンなどの燃料使用の削減に重点的に取り組みます。

また、当組合の一般廃棄物処理施設においては、環境に配慮し、適切に処理できるように努めます。

(2) 具体的な取組内容

①施設設備等の運用改善

当組合で運営している施設のうち、ごみ固形燃料化施設は休止中ですが、汚泥再生処理センターは 24 時間稼働しています。毎年、設備点検整備を行っていますが、その際、高効率の設備に更新していくことで、結果的に電気使用量や、燃料使用量が抑えられると考えます。

また、以下の運用を行います。

⇒効率的な運転管理等を心がけ、燃料、電気の使用量削減に努めます。

⇒機器の効率低下を抑えるために、定期的に保守点検を行います。

⇒燃料の使用について、日報及び月報等の使用量を確認し管理を行います。

②施設整備等の更新

新たに施設整備を導入する際や現在保有している施設整備等を更新する際は、エネルギー効率の高い施設整備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

・高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。

・雨水を有効に利用する設備の導入を進めます。

・断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシの導入を進めます。

・公用車の新規導入・更新時にあわせて電動車(電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、プラグインハイブリッド自動車(PHEV)、ハイブリッド自動車(HV))の導入を検討します。

・公共施設において省エネ・省CO₂を目指した施設改修を推進します。

・施設等の新築及び改修時にはLED照明を設置します。

③日常業務に関する取組

【電気使用量の削減】

・空調機器の適切な温度管理に努めます。

・空調機器のフィルター等の定期的な清掃に努めます。

・空調機器の運転中、扇風機やサーキュレーターを活用を推進します。

- ・夏季及び冬季の服装は、クールビズ・ウォームビズの推奨に努めます。
- ・不要な照明は消灯します。
- ・昼休みの消灯を徹底します。
- ・業務に支障のない範囲で消灯します。
- ・廊下、階段、フロア等の共用部は必要最低限の点灯を努めます。
- ・残業時は部分点灯に努めます。
- ・照明器具の定期的な清掃に努めます。
- ・節電を呼びかけるポスターや文書による周知、啓発に努めます。

【自動車の適正使用】

- ・急発進、急加速はしないなどエコドライブに努めます。
- ・アイドリングストップに努めます。
- ・自動車の適正な整備及び運転により燃費の向上に努めます。
- ・自動車の更新の際は、低燃費車及び低公害車を導入します。
- ・タイヤの空気圧の適正管理に努めます。
- ・出張等では公共交通機関の利用に努めます。

【グリーン購入・グリーン契約等の推進】

- ・「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取り組みを推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。
- ・用紙の節減（節水、ごみの減量）に取り組みます。
- ・エネルギー消費効率の高い製品の優先的な導入を図ります。
- ・エコマーク、環境ラベル、国際エネルギースターロゴ等が付いた環境負荷低減に資する物品の調達推進に努めます。
- ・重油、ガス等を燃料としている設備の更新にあたっては、可能な限り、重油、ガスに比べ温室効果ガスの排出の相対的に少ない燃料及び設備に更新します。
- ・やむを得ず重油、ガス機器等を導入する場合は、エネルギー消費効率の高い製品を導入します。

表5 具体的な取組内容(全職員が日常的に意識すること)

項 目	内 容
エコドライブの推進	空ぶかし、急発進、急加速の抑制
	エンジンプレーキの活用
	駐車中のアイドリングストップ
	タイヤの空気圧の適正管理
	適正な車両整備
自動車用エアコンの適正使用	設定温度の最適化
省エネルギー製品の導入	省エネ機器の選択、購入
	環境負荷低減に資する物品の調達
エアコンの適正管理	適正な温度設定
	定期的なフィルター清掃
	クールビズ、ウォームビズの推奨
照明機器の適正管理	不要な照明の削減
	昼休み中の消灯
	業務に支障のない範囲の消灯
	廊下、階段、フロア等の共用部の最低点灯
	残業時の部分点灯
	照明器具の定期的な清掃
	節電の周知
紙の削減	両面コピー、両面印刷
	用紙の裏面利用
	使用済み封筒の再利用
	文書、資料の電子化
	電子メールの使用
その他	環境に配慮した業務内容
	水道使用量削減のための節水

6. 計画の推進・点検・公表等

(1) 推進体制

① 計画推進の実施、運営組織の設置

当組合に「環境推進事務局」を設置します。

② 組合職員の役割

【責任者（事務局長）】

有衛事務事業編の責任者として、常にその進捗状況を把握し、環境推進事務局より報告を受け、計画の策定・見直し・公表等について決定します。

【環境推進事務局】

有衛事務事業編の推進機関として計画を策定し、温室効果ガス排出削減の目標を定め目標達成に向け具体的な取り組みを定めます。また、計画の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

【環境推進員】

有衛事務事業編の周知徹底を図ることと、環境推進事務局への情報提供を目的として、各係に1名配置します。

【全職員】

有衛事務事業編を十分に把握し、計画に示す温室効果ガス排出量の削減目標達成に向けた取り組みを励行します。

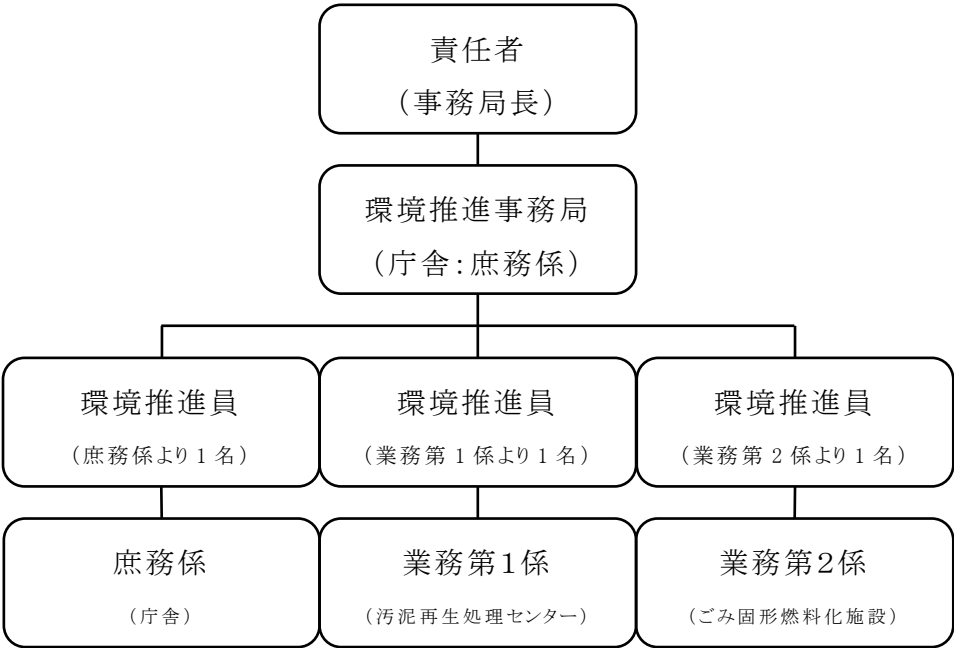


図8 推進体制

(2) 点検・評価・見直し体制

有衛事務事業編に掲げた取組を確実に実施し、継続的な改善を図るため、Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（評価）⇒Action（改善）の4段階を繰り返すことで点検・評価・見直しを行います。

①点検・評価

環境推進事務局は年1回、燃料や電気などのエネルギー使用量等の結果や取り組みの実施状況を取りまとめ、傾向の分析を行い、責任者に報告します。

②見直し等

環境推進事務局は年1回の点検・評価結果をもとに分析、温室効果ガス排出量抑制のための取り組みが着実に実施されるよう、必要に応じて取組内容の改善や計画の見直し等を検討します。

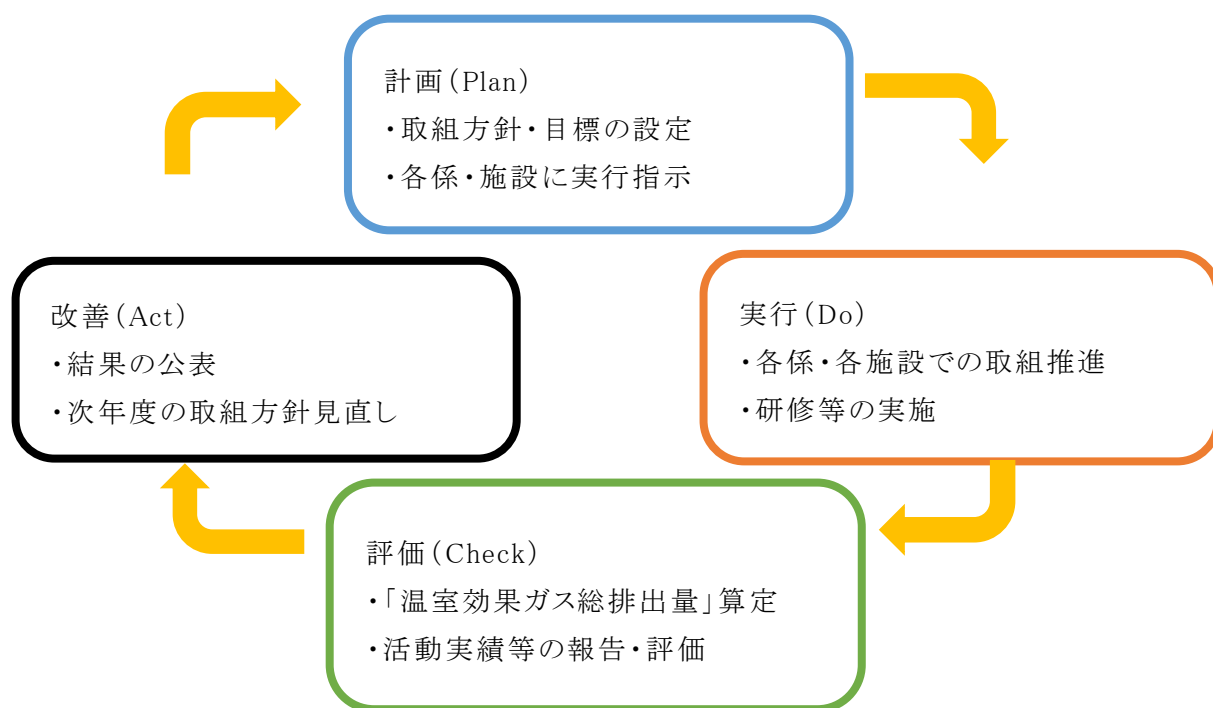


図9 毎年の PDCA イメージ

(3) 進捗状況の公表

当組合の温室効果ガス総排出量、進捗状況及び点検・評価の結果については、地球温暖化対策推進法第21条第16項に基づき、環境推進事務局が実施状況（温室効果ガス総排出量を含む）の結果を取りまとめ、当組合ホームページで公表します。